

那珂川市子どもの権利条例素案

パブリック・コメント時	修正後
前文	
子どもは、無限の可能性に満ちた、かけがえのない存在です。 子どもは、日本国憲法と児童の権利に関する条約において、生まれながらにして成長・発達する権利が保障されています。充実した生活を送り成長・発達していくことで、自分の<u>価値や力</u>____に気づき、自信を<u>持ち</u>、そして主体的に生きていくことができるようになります。 子どもは、家庭・育ち学ぶ施設・地域のあらゆる場面において、大人との関係性の中で生きています。 大人は、子どもを単なる保護の対象ではなく、権利の主体として認め、子どもと、その子の発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で子どもにとって最もよいことを発見し、それを実現することが求められています。子どもを<u>無視することなく、</u>対等の立場で話を聴き、それに誠実に答えることの積み重ねによって、子ども自身が「自分は大切にされているのだ」という実感をもつようにすることが大切です。 私たちは、大人が子どもの権利を保障することで、子どもたちが平和と四季折々の那珂川__の自然のなかで、心身ともに健やかに成長・発達することができる__子どもにやさしいまちづくりを未来に向かって進めていくことを約束します。	子どもは、無限の可能性に満ちた、かけがえのない存在です。 子どもは、日本国憲法と児童の権利に関する条約において、生まれながらにして成長・発達する権利が保障されています。充実した生活を送り成長・発達していくことで、自分の<u>可能性</u>____に気づき、自信を<u>もち</u>、そして主体的に生きていくことができるようになります。 子どもは、家庭・育ち学ぶ施設・地域のあらゆる場面において、大人との関係性の中で生きています。 大人は、子どもを単なる保護の対象ではなく、権利の主体として認め、子どもと、その子の発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で子どもにとって最もよいことを発見し、それを実現することが求められています。子ども<u>と</u>_____対等の立場で話を聴き、それに誠実に答えることの積み重ねによって、子ども自身が「自分は大切にされているのだ」という実感をもつようにすることが大切です。 私たちは、大人が子どもの権利を保障することで、子どもたちが平和と四季折々の那珂川<u>市</u>の自然のなかで、心身ともに健やかに成長・発達することができる__子どもにやさしいまちづくりを未来に向かって進めていくことを約束します。
第1章 総則	
(目的) 第1条 この条例は、社会全体が子どもの権利を保障し、子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが充実した生活を送り、心身ともに健やかに成長・発達することができる__子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、社会全体が子どもの権利を保障し、子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが充実した生活を送り、心身ともに健やかに成長・発達することができる__子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。
(定義) 第2条 この条例で____、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号<u>の</u>定めるところによります。 (1) 子ども 市内に居住し、通学し、又は通勤する 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。 (2) 保護者 親、_____児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する里親その他親____に代わり子どもを養育する者をいいます。 (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校<u>その他子どもが利用する</u>_____施設をいいます。 (4) 市民 市内に居住し、<u>通勤し、又は通学する者及び</u> 市を拠点として様々な活動をしている者又は団体をいいます。 (5) 事業者 _____事業活動を行う<u>すべての者又は団体</u>_____をいいます。	(定義) 第2条 この条例<u>において</u>、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 子ども 市内に居住し、通学し、又は通勤する 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。 (2) 保護者 <u>子どもの親権者及び</u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する里親その他<u>親権者</u>に代わり子どもを養育する者をいいます。 (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校<u>その他子どもが育ち又は学びを目的として通学、通所又は入所する施設</u>をいいます。 (4) 市民 市内に居住し、<u>又は通勤する者</u>_____をいいます。 (5) 事業者 <u>市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体</u>をいいます。
(基本理念) 第3条 子どもの権利の保障は、次に掲げる理念を基本として進められなければなりません。 (1) 子どもを権利の主体として尊重すること。 (2) 子どもにとって最もよいことを第一に考えること。 (3) 子どもの成長・発達に<u>配慮した支援を行う</u>こと。	(基本理念) 第3条 子どもの権利の保障は、次に掲げる理念を基本として進められなければなりません。 (1) 子どもを権利の主体として尊重すること。 (2) 子どもにとって最もよいことを第一に考えること。 (3) 子どもの成長・発達に<u>配慮する</u>_____こと。
第2章 子どもにとって大切な権利	
(自分の権利及び他者の権利の尊重)	(自分の権利及び他者の権利の尊重)

第 4 条 子どもは、この章に定める__子どもにとって大切な権利_____の保障を求めることができます。 2 子どもは、自分の権利を大切にすることができます。 3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するように努めなければなりません。	第 4 条 子どもは、この章に定める、_子どもにとって大切な権利（以下「子どもの権利」といいます。）の保障を求めることができます。 2 子どもは、自分の権利を大切にすることができます。 3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するように努めなければなりません。
（安心して生きる権利） 第 5 条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げる<u>こと</u>が保障されます。 (1) 命が守られ、平和及び安全な環境のもとに暮らすこと。 (2) 愛情をもって大切に育てられること。 (3) 健康的な生活が<u>でき</u>、適切な医療を受け<u>られる</u>こと。 (4) いかなる差別及び不当な不利益も受けないこと。 (5) 困っていること又は不安に思っていることを相談すること。 (6) 虐待、体罰及びいじめから心身が守られること。 (7) プライバシー及び<u>名誉</u>が守られること。	（安心して生きる権利） 第 5 条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げる<u>権利</u>が保障されます。 (1) 命が守られ、平和及び安全な環境のもとに暮らすこと。 (2) 愛情をもって大切に育てられること。 (3) 健康的な生活を<u>送り</u>、適切な医療を受け_____ること。 (4) いかなる差別及び不当な不利益も受けないこと。 (5) 困っていること又は不安に思っていることを相談すること。 (6) 虐待、体罰及びいじめから心身が守られること。 (7) プライバシー及び<u>誇り</u>が守られること。
（自分らしく生きる権利） 第 6 条 子どもは、自分らしく生きるために、次に掲げる<u>こと</u>が保障されます。 (1) 自分の存在を認められ、尊重されること。 (2) 自分の気持ち又は考えを<u>持つ</u>こと。 (3) 自分の気持ち又は考えを聴いてもらうこと。 (4) <u>個性</u>を伸ばすことについて<u>支援</u>が<u>受けられる</u>こと。 (5) 安心できる場所で過ごし、自由な時間を持つこと。	（自分らしく生きる権利） 第 6 条 子どもは、自分らしく生きるために、次に掲げる<u>権利</u>が保障されます。 (1) 自分の存在を認められ、尊重されること。 (2) 自分の気持ち又は考えを<u>もつ</u>こと。 (3) 自分の気持ち又は考えを聴いてもらうこと。 (4) <u>自分の可能性に挑戦する</u>_____こと。 (5) 安心できる場所で過ごし、自由な時間を<u>もつ</u>こと。
（心豊かに育つ権利） 第 7 条 子どもは、心豊かに育つために、次に掲げる<u>こと</u>が保障されます。 (1) 遊ぶこと。 (2) 人権及び平和の大切さを学ぶこと。 (3) 自ら学びたい<u>内容</u>を学ぶ<u>機会</u>が<u>得られる</u>こと。 (4) 自然、芸術、文化及びスポーツに親しむこと。	（心豊かに育つ権利） 第 7 条 子どもは、心豊かに育つために、次に掲げる<u>権利</u>が保障されます。 (1) 遊ぶこと。 (2) 人権及び平和の大切さを学ぶこと。 (3) 自ら学びたい<u>こと</u>を学ぶ_____こと。 (4) 自然、芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
（意見を表明し参加する権利） 第 8 条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び地域に主体的に参加するために、次に掲げる<u>こと</u>が保障されます。 (1) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。 (2) <u>成長・発達に応じて社会活動の機会が用意される</u>こと。 (3) <u>成長・発達に応じて意思決定の場に参加すること。</u> (4) <u>必要な情報を大人又は社会に求め、集める</u>こと。 (5) <u>仲間をつくり、集まる</u>こと。	（意見を表明し参加する権利） 第 8 条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び地域に主体的に参加するために、次に掲げる<u>権利</u>が保障されます。 (1) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。 (2) <u>意思決定の場及び社会活動に参加する</u>_____こと。 _____ (3) <u>必要な情報を大人又は社会に求め、集める</u>こと。 (4) <u>仲間をつくり、集まる</u>こと。
第 3 章 子どもの権利の保障	
（家庭における権利の保障） 第 10 条 保護者は、子どもにとって最も大切な存在であるとともに、子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任があります。 2 保護者は、子どもの権利を保障し、子どもと発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で、子どもにとって最もよいことを第一に考えなければなりません。	（家庭における権利の保障） 第 9 条 保護者は、子どもにとって最も大切な存在であるとともに、子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任があります。 2 保護者は、子どもの権利を保障し、子どもと発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で、子どもにとって最もよいことを第一に考えなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障) 第 11 条 育ち学ぶ施設_____は、子どもの権利を保障し、子どもが主体的に考える力を身に付けられるように努めなければなりません。 2 育ち学ぶ施設_____は、子どもとコミュニケーションを図り、子どもの気持ち又は考えを受け止め、相談に応じるように努めなければなりません。	(育ち学ぶ施設における権利の保障) 第 10 条 育ち学ぶ施設の管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、子どもの権利を保障し、子どもが主体的に考える力を身に付けられるように努めなければなりません。 2 育ち学ぶ施設関係者は、子どもとコミュニケーションを図り、子どもの気持ち又は考えを受け止め、相談に応じるように努めなければなりません。
(地域における権利の保障) 第 12 条 市民及び事業者は、子どもの権利を保障し、子どもを地域社会の一員として認め、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるように努めなければなりません。	(地域における権利の保障) 第 11 条 市民及び事業者は、子どもの権利を保障し、子どもを地域____の一員として認め、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるように努めなければなりません。
(虐待、体罰及びいじめの禁止) 第 9 条 何人も、子どもに虐待及び体罰を加えては_____なりません。 2 子どもは、いじめを行ってはなりません。 3 何人も、_____虐待、体罰及び子ども同士のいじめを許してはなりません。	(虐待、体罰及びいじめの禁止) 第 12 条 何人も、子どもに虐待、____体罰及びいじめを行ってはなりません。 — _____ 2 何人も、子どもへの虐待、体罰及び_____いじめを許してはなりません。
第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進	
(子どもの権利の周知及び学びの支援) 第 13 条 市は、この条例及び子どもの権利について、市民_____に広く知らせます。 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもが自分の権利及び他者の権利を学び、お互いに尊重し合うことができるように支援します。 3 市は、市民_____が子どもの権利について理解を深めることができるように支援します。	(子どもの権利の周知及び学びの支援) 第 13 条 市は、この条例_____について、育ち学ぶ施設関係者、市民及び事業者に広く知らせます。 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもが自分の権利及び他者の権利を学び、お互いに尊重し合うことができるように支援します。 3 市は、育ち学ぶ施設関係者、市民及び事業者が子どもの権利について理解を深めることができるように支援します。
(意見表明・参加の機会の促進) 第 16 条 何人も、_____居場所_____づくり等について、子どもが気持ち又は考えを表明したり、参加したりする機会を設けるように努めるものとします。 2 何人も、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの気持ち又は考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するように努めるものとします。	(意見表明・参加の機会の促進) 第 14 条 何人も、子どもの居場所・遊び場づくり等について、子どもが気持ち又は考えを表明したり、参加したりする機会を設けるように努めるものとします。 2 何人も、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの気持ち又は考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動の奨励及び支援_____に努めるものとします。
(子どもの居場所・遊び場づくり) 第 15 条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所_____づくりに努めるものとします。 2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる機会の提供に努めるものとします。 3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることができる機会の提供に努めるものとします。 4 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが自然に親しむことのできる機会の提供に努めるものとします。	(子どもの居場所・遊び場づくり) 第 15 条 何人も_____、子どもが安心して過ごすことのできる居場所・遊び場づくりに努めるものとします。 2 何人も_____、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる機会の提供に努めるものとします。 3 何人も_____、子どもが多様で豊かな体験をすることができる機会の提供に努めるものとします。 4 何人も、自然を守り_____、子どもが自然に親しむことのできる機会の提供に努めるものとします。
(虐待及び体罰_____に対する取組) 第 14 条 市は、子どもに対する虐待及び体罰_____の予防及び早期発見に取り組みます。 2 子どもは、自らが虐待又は体罰_____を受けたとき、及び虐待又は体罰を受けていると思われる子どもを発見したときは、市又は関係機関に相談することができます。 3 育ち学ぶ施設_____、市民及び事業者は、子どもに配慮するとともに、虐待又は体罰を受けていると思われ	(虐待、体罰及びいじめに対する取組) 第 16 条 市は、子どもに対する虐待、体罰及びいじめの予防及び早期発見に取り組みます。 2 子どもは、自らが虐待、体罰又はいじめ（以下「虐待等」といいます。）を受けたとき、若しくは虐待等を受けていると思われる子どもを発見したときは、市又は関係機関に相談することができます。 3 育ち学ぶ施設関係者、市民及び事業者は、_____虐待_____を受けていると思わ

る子どもを発見したときは、直ちに市又は関係機関に通報しなければなりません。 4 市_____は、 <u>虐待及び体罰</u> を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行います。	れる子どもを発見したときは、直ちに市又は関係機関に通報しなければなりません。 4 市又は <u>育ち学ぶ施設関係者</u> は、 <u>虐待等</u> _____を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を <u>します</u> 。
(有害・危険な環境からの保護) 第 19 条 何人も、子どもが次に掲げるものに接することがないように <u>努めるものとします</u> 。 (1) 環境たばこ煙、 <u>環境汚染物質等の健康に有害なもの</u> (2) 喫煙、飲酒及び薬物の乱用 (3) 売買春、 <u>児童ポルノ等の性的搾取又は性的虐待</u> _____ (4) 過激な暴力、性等の有害な情報 (5) <u>犯罪の被害及び加害</u> (6) <u>過剰なメディアへの接触</u>	(有害・危険な環境からの保護) 第 17 条 何人も、子どもが次に掲げるものに接することがないように <u>しなければなりません</u> 。 (1) 環境たばこ煙 <u>及び</u> 環境汚染物質_____ (2) 喫煙、飲酒及び薬物の乱用 (3) _____性的搾取、 <u>性的虐待等の被害</u> _____ (4) 過激な暴力、性等の有害な情報_____ (5) <u>過剰なメディア視聴</u> _____
(子育て家庭への支援) 第 17 条 市は、保護者が安心して子育てができ、その <u>役割及び責任</u> を果たせるように支援します。 2 市、育ち学ぶ施設_____ <u>、市民及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添い、保護者が安心して子育てをすることができるように支援に努めるものとします。</u>	(子育て家庭への支援) 第 18 条 市は、保護者が安心して子育てができ、その_____責任を果たせるように支援します。 2 _____育ち学ぶ施設関係者、市民及び事業者は、_____保護者が安心して子育てをすることができるように支援に努めるものとします。
(特別な支援が必要な子ども・家庭への支援) 第 18 条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、次に掲げる子ども及びその家庭に配慮し、 <u>必要に応じて適切な支援に努めるものとします。</u> (1) <u>虐待を受けた子ども</u> (2) <u>障がいのある子ども</u> (3) <u>ひとり親家庭の子ども</u> (4) <u>不登校の子ども</u> (5) <u>非行をする子ども</u> (6) <u>経済的に貧困な家庭の子ども</u> (7) <u>その他保護や養育を必要とする子ども</u>	(<u>_____支援が必要な子ども・家庭への支援</u>) 第 19 条 何人も、 <u>虐待を受けた子ども等、支援を必要とする子ども及びその家庭に配慮し、適切な支援に努めるものとします。</u> _____
(相互の連携・協力) 第 20 条 何人も、子どもにやさしいまちづくりの推進に関して、相互に連携・協力して、子どもの権利の保障に努めるものとします。	(相互の連携・協力) 第 20 条 何人も、子どもにやさしいまちづくりの推進に関して、相互に連携・協力して、子どもの権利の保障に努めるものとします。
第5章 子どもの権利の侵害に対する相談・救済	
(相談・救済) 第 21 条 市は、子ども又はその関係者が子どもの権利の侵害について相談することができる場及び機会を設けます。 2 市は、相談内容又は子どもが置かれている状況に応じ、子どもの権利の救済が必要なときは、育ち学ぶ施設及び関係機関と相互に連携して、子どもの_____救済又は心身の回復を図るために必要な支援をします。	(相談・救済) 第 21 条 市は、子ども又はその関係者が子どもの権利の侵害について相談することができる場及び機会を設けます。 2 市は、相談内容又は子どもが置かれている状況に応じ、子どもの権利の救済が必要なときは、育ち学ぶ施設関係者及び関係機関と相互に連携して、子どもの <u>権利</u> の救済又は心身の回復を図るために必要な支援をします。
(子どもの権利救済委員__の設置) 第 22 条 市は、_____権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速かつ適切な救済を図るとともに、心身の回復を支援するため、那珂川市子どもの権利救済委員__（以下「救済委員__」といいます。）を設置します。 2 子ども又はその関係者は、救済委員__に対し、子どもの権利の侵害について救済を求めることができます。	(子どもの権利救済委員会の設置) 第 22 条 市は、 <u>子どもの</u> 権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速かつ適切な救済を図るとともに、心身の回復を支援するため、那珂川市子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」といいます。）を設置します。 2 子ども又はその関係者は、救済委員会に対し、子どもの権利の侵害について救済を求めることができます。

3 救済委員<u>の定数は、○人以内とします。</u> 4 救済委員_____は、子どもの権利に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱します。 5 救済委員_____の任期は 2 年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 6 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、救済委員が心身の故障によりその<u>仕事</u>ができないと判断したとき、又は救済委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。	3 救済委員<u>会</u>は、子どもの権利に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱し、3 人以内の委員をもって組織します。 4 救済委員<u>会</u>の委員（以下「救済委員」といいます。）の任期は 2 年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 5 救済委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければなりません。 6 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を離れた後も同様とします。 7 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、救済委員が心身の故障によりその<u>職務</u>ができないと判断したとき、又は救済委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。
（救済委員__の職務） 第 23 条 救済委員__は、次に掲げる職務を行います。 (1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために必要な情報を収集し、助言又は支援をすること。 (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査_____をすること。 (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査_____をすること。 (4) 調査_____の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告すること、又は制度の改善を要請すること（以下「勧告又は要請」といいます。）。 (5) 勧告又は要請を受けた者に対して、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求めること、及びその内容を申立人に伝えること。 2 救済委員が前項第 2 号から第 5 号までの職務を行うときは、救済委員の合議を要するものとします。 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を洩らしてはなりません。その職を離れた後も同様とします。	（救済委員会の職務） 第 23 条 救済委員<u>会</u>は、次に掲げる職務を行います。 (1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために必要な情報を収集し、助言又は支援をすること。 (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査<u>又は救済のための調整</u>をすること。 (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査<u>又は救済のための調整</u>をすること。 (4) 調査<u>又は救済のための調整</u>の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告すること、又は制度の改善を要請すること（以下「勧告又は要請」といいます。）。 (5) 勧告又は要請を受けた者に対して、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求めること、及びその内容を申立人に伝えること。
（救済委員__への協力） 第 24 条 市の機関は、救済委員__の独立性を尊重し、その職務を積極的に支援しなければなりません。 2 何人も、救済委員__の職務に協力するよう努めなければなりません。	（救済委員会への協力） 第 24 条 _____ 1 何人も、救済委員<u>会</u>の職務に協力するよう努めなければなりません。
（勧告又は要請への対応） 第 25 条 市の機関は、救済委員__から勧告又は要請を受けたときは、<u>速やかに勧告又は要請に応じ、その対応状況を救済委員__に報告しなければなりません。</u> 2 市の機関以外の者は、救済委員__から勧告又は要請を受けたときは、<u>速やかに勧告又は要請に応じ、その対応状況を救済委員__に報告するよう努めなければなりません。</u>	（勧告又は要請への対応） 第 25 条 市の機関は、救済委員<u>会</u>から勧告又は要請を受けたときは、_____その対応状況を救済委員<u>会</u>に報告しなければなりません。 2 市の機関以外の者は、救済委員<u>会</u>から勧告又は要請を受けたときは、_____その対応状況を救済委員<u>会</u>に報告するよう努めなければなりません。
（勧告又は要請の内容の公表） 第 26 条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告又は要請又はその対応状況の報告の内容を公表することができます。 2 救済委員は、勧告又は要請又はその対応状況の報告の内容を公表するときは、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。	（_____） _____ _____ _____
（報酬及び費用弁償） 第 27 条 救済委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給します。	（報酬及び費用弁償） 第 26 条 救済委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給します。

